様式第２号（第５条関係）

誓約書

雲仙市定住促進奨学資金償還補助金の交付に当たり、雲仙市定住促進奨学資金償還補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約いたします。

なお、要綱第１０条の規定に該当し、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、雲仙市補助金等交付規則に基づき所定の補助金返還義務を負うことに異存ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾁｪｯｸ

1. 要綱第７条に規定する交付申請時点で市に居住し、その後５年以上定住

すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

　（２）　就労先の所在地を問わず、就労していること。　　　　　　　　　　　　□

　（３）　奨学資金を自ら償還していること。　　　　　　　　　　　　　　　　　□

（４）　居住している地区の自治会に加入し、自治会活動にも参加すること。　　□

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

　　　　第２条第６号に規定する暴力団員でないこと又は要綱第５条に規定する承認

申請時点において暴力団員でなくなった日から５年以上経過している

こと。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

（６）　国家公務員(非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。)又は地方公務員

(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する

会計年度任用職員を除く。)でない。　　　　　　　　　　　　　　　 　□

　（７）　補助金の交付決定から５年に満たない間に、市外に転出した場合、自治会

を退会した場合等、補助金の交付の取消事由に該当したときは、速やかに市

へ報告すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

　　年　　月　　日

雲仙市長　　　　様

住所　雲仙市

氏名

連 絡 先　TEL